

「プロダクトデザイナーとの協業事例 セミナー」の開催にあたって

「ものづくり企業とプロダクトデザイナーとの協業による
新規事業創出チャレンジ」の狙い

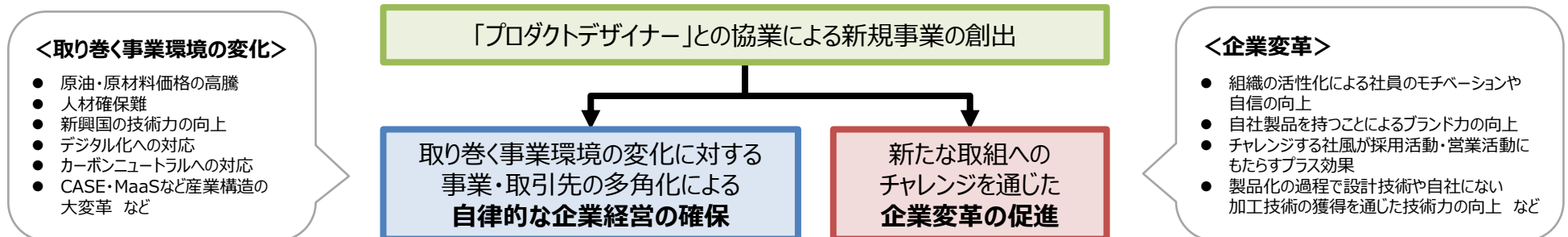
2023年9月21日

経済産業省 中部経済産業局
製造産業課

なぜ、今、B to Cによる新規事業の創出に取り組むことが必要なのか？

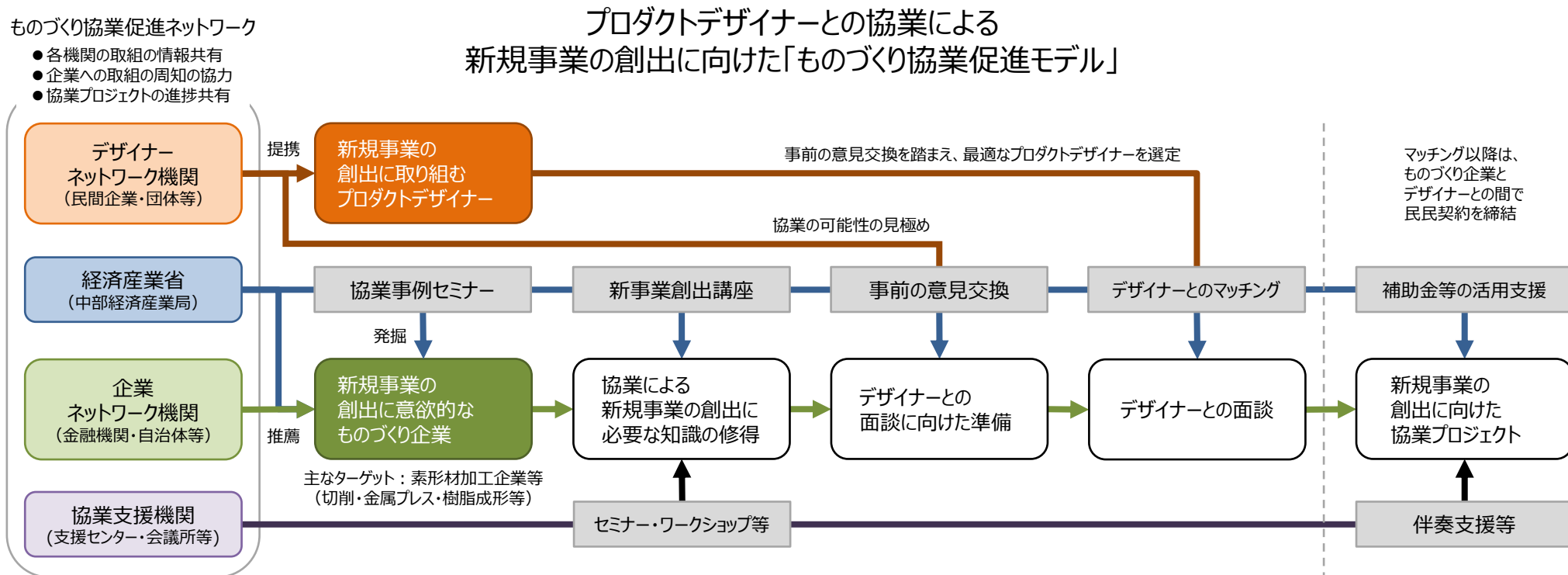
- 近年、製造業を取り巻く事業環境は大きく変化。
- 特定の取引先とのB to Bを主な事業とするものづくり企業では、取り巻く事業環境の変化に伴う取引先からの発注の変動の影響を受けやすく、自律的な企業経営に向けては、新規事業を創出し、事業・取引先の多角化や企業変革を図ることが重要。
- 他方、新規事業の創出の経験が乏しい企業にとっては、内部のリソースだけで新たな取組へのチャレンジを進めることは困難。外部との積極的な協業が重要に。
- ものづくり企業に不足する機能を補完するパートナーとして、ユーザの潜在的なニーズを起点に新規事業のアイデアを生み出す「プロダクトデザイナー」との協業が重要に。
- チャレンジの効果が表れるのは年月を要する。既存事業が利益を出している今のうちに「プロダクトデザイナー」との協業による新規事業の創出に取り組むことが必要。

「プロダクトデザイナー」との協業による新規事業の創出に取り組むことによる効果



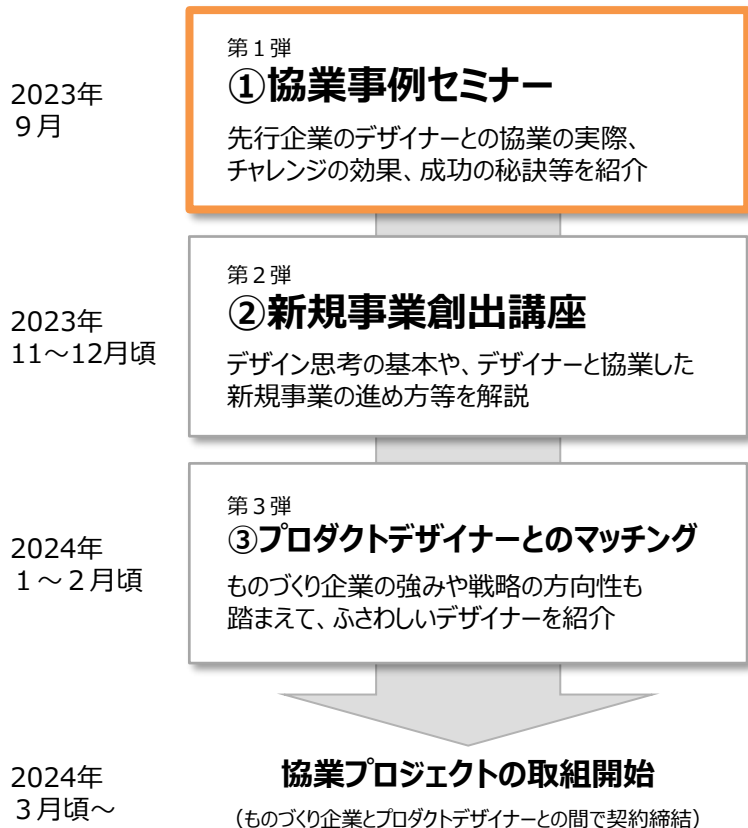
新規事業の創出に向けた「ものづくり協業促進モデル」（将来構想）

- 新規事業の創出に意欲を有するものづくり企業を把握している「企業ネットワーク機関」、独創的な視点でアイデアを生み出すプロダクトデザイナーと提携している「デザイナーネットワーク機関」、新規事業の創出を支援する「協業支援機関」との間で連携体制を構築。
- 各機関が連携して、ものづくり企業とプロダクトデザイナーとの協業に向けた取組やマッチングなどを実施し、新規事業の創出、事業の多角化や、企業変革を促進する。



ものづくり企業とプロダクトデザイナーの協業に向けた支援（1/3）

- 2023年度は、ものづくり企業向けに、①協業事例セミナー、②新規事業創出講座、③プロダクトデザイナーとのマッチングを実施し、協業プロジェクトの創出につなげる。
- ①協業事例セミナーでは、プロダクトデザイナーと先行企業の双方から、協業の実例などを紹介。刺激をもらい、チャレンジに向けた取組の第1歩を踏み出すことを促す。



新規事業創出の事例から学ぶ「プロダクトデザイナーとの協業事例セミナー」

- プロダクトデザイナーと先行企業の双方から、協業による新規事業の創出や事業の多角化へのチャレンジのリアルを紹介するセミナーを開催します。
- どのように製品アイデアを発想し、製品化の過程でどのような課題が発生し、どのように乗り越えてきたのか、新規事業創出のヒントが得られます。

【日時】2023年9月21日（木）14：00～16：45

【内容】＜第1部＞講演

クリエイティブディレクター

- **株式会社RW** 「デザイナーと協業する“いろは”」
代表取締役社長 稲波 伸行 氏

ものづくり企業／事例紹介

- **錦城護謄株式会社** （事例商品①：シリコングラス）
代表取締役社長 太田 泰造 氏
- **株式会社鈴木化学工業所** （事例商品②：十年急須）
代表取締役社長 小幡 和史 氏
- **株式会社田村商店** （事例商品③：TEPPEN）
専務取締役 田村 友紀晃 氏
広報・新規事業マネージャー 田村 久美 氏

＜第2部＞ネットワーキング・意見交換（※会場参加者のみ）



事例商品①



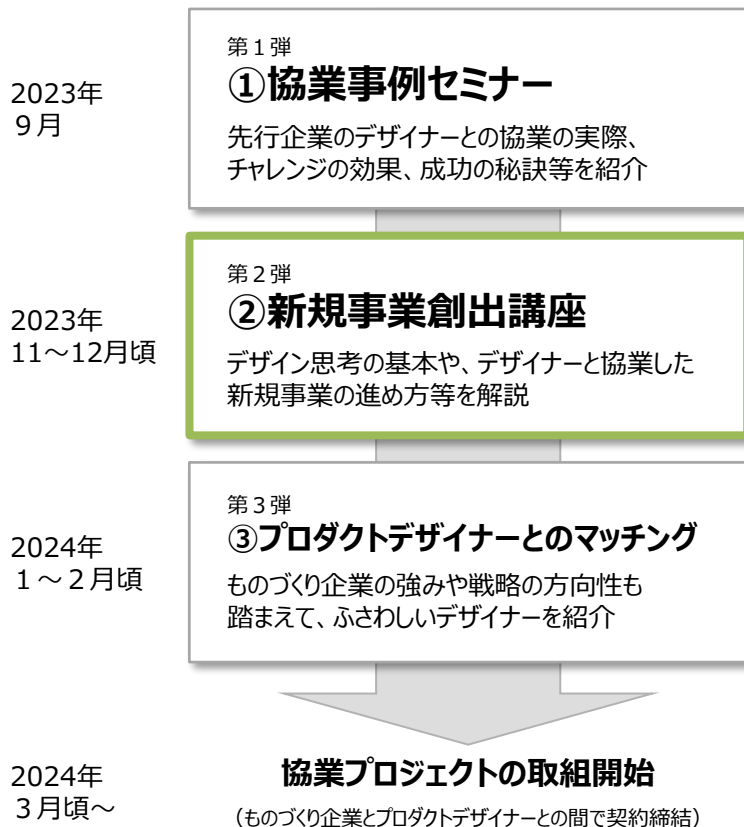
事例商品②



事例商品③

ものづくり企業とプロダクトデザイナーの協業に向けた支援（2/3）

- ②新規事業創出講座では、B to Cによる新規事業の創出やプロダクトデザイナーとの協業の進め方など、新規事業のアイデアの創出から販路開拓までの一連の流れを学ぶ。
- 受講を通じて、面談プレゼン資料を作成し、デザイナーとの面談の準備も進める。



「プロダクトデザイナーとの協業による新規事業創出講座」

【日時】2023年11～12月頃に数日間で開講予定

【内容】1. 新規事業・BtoCに取り組む意義

- ①新規事業に取り組む目的・効果、②デザイナーとの協業の意義、
③デザイン思考の基本的な考え方、など

2. デザイナーとの協業による製品化の進め方

- ①新規事業の進め方、②新規事業の創出に向けた体制づくりのコツ、
③新規事業のアイデア創出の視点、④協業にあたって準備すること、
⑤協業プロジェクトの成功のポイント・留意点、⑥協業のケーススタディ、など

3. デザイナーとの契約

- ①契約形式、契約にあたっての留意点、③デザイン料の考え方、など

4. 知的財産権

- ①デザインに関わる知的財産権・法律、②製品化時の知的財産の取得、
③知的財産権の帰属の種類、④他社知財の侵害有無の調査方法、
⑤知的財産権に関する留意点、⑥弁理士会・弁理士の活用方法、など

5. 販路開拓の進め方

- ①テストマーケティング・クラウドファンディング、②ブランディング、③SNS戦略、など

6. デザイナーとの面談に向けた準備

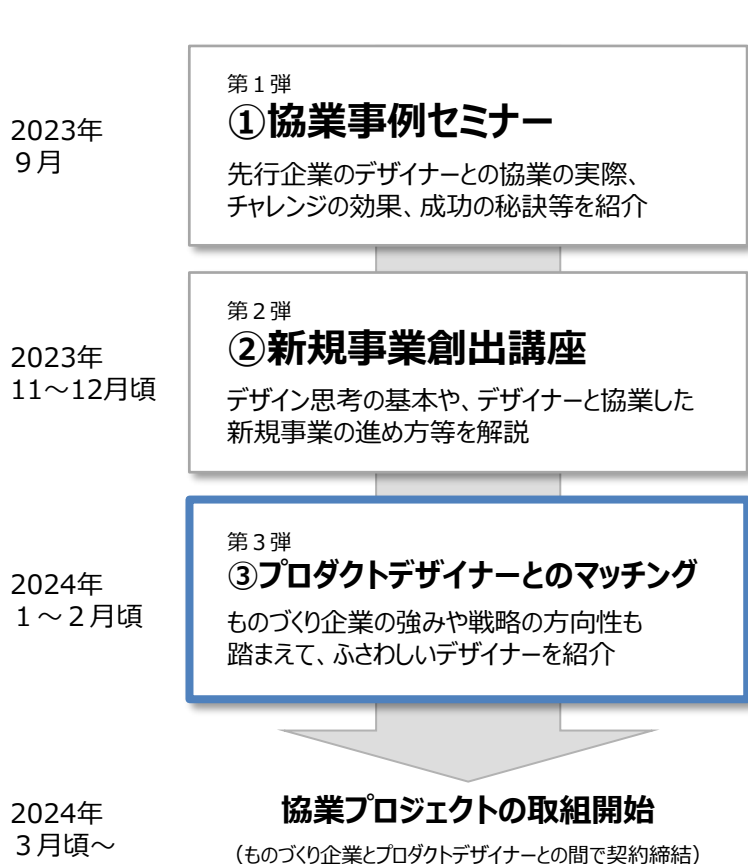
作成した面談プレゼン資料（※）のグループ発表・ディスカッション、など

※ 新規事業の創出に取り組む目的、自社の特徴、保有技術・強み、提供価値、
経営者の思い・ビジョン・成長戦略、など

※ 講座の内容は検討中のものです。開講概要が確定次第、お知らせします。

ものづくり企業とプロダクトデザイナーの協業に向けた支援（3/3）

- ③プロダクトデザイナーとのマッチングでは、事務局等との事前の意見交換を通じて、ものづくり企業の保有技術、経営者の思い、協業の条件などを確認。
- それを踏まえ、最適なプロダクトデザイナーを選定。ものづくり企業と選定したプロダクトデザイナーの面談の機会を設けて、新規事業創出の可能性を探索。



プロダクトデザイナーとのマッチング

【日時】日程調整の上、2024年1～2月頃に予定

【内容】1. 事務局やデザイナーとのネットワークを形成する機関との事前の意見交換

- ①新規事業の創出に取り組む目的、自社の特徴、保有技術・強み、提供価値、経営者の思い・ビジョン・成長戦略、協業の条件などを聞き取り
- ②協業の可能性を見極めて、最適なプロダクトデザイナーを選定

2. デザイナーとのマッチングの実施

デザイナーとの面談、デザイナーによる企業訪問・工場見学、など

※「新規事業創出講座」の開催時にお知らせします。

面白い技術を保有されているので、
●●●●●●の開発をチャレンジ
してはどうでしょうか？

社長の熱い思いに打たれました！
貴社の★★★★技術を存分に活かした
新商品のアイデアを考えましょう！！





経済産業省
中部経済産業局

経済産業省 中部経済産業局 製造産業課

TEL : 052-951-2724

ものづくり企業とプロダクトデザイナーの協業による新規事業創出支援関連のホームページ

<https://www.chubu.meti.go.jp/c31seizo/productdesign/>



いっしょに、いこう！
＼ 大阪・関西万博 ＼